罹災証明・罹災届出証明申請書（自然災害関係）

平 塚 市 長

※太線内を記入してください。

また、裏面にある注意事項を必ず御確認ください。

年　月　日

申請者	住所　〒			
	現在の居所　　TEL　（　）			
	フリガナ 氏名		罹災者との関係 □本人（同一世帯親族・法人代表者） □代理人	
罹災者	住所　〒			
	フリガナ 氏名 □世帯主　□所有者			
世帯構成員	□住民票のとおり（世帯構成員全員の住民票が平塚市にある場合）			
	平塚市に住民票がない方は、下欄に記載ください			
	フリガナ 氏名	続柄	フリガナ 氏名	続柄
罹災場所等	平塚市			
	建物の種類	□住宅 □非住宅 □その他 （　）	所有区分	□持家 □借家 所有者住所 氏名 □貸家（所有者自身が住んでいない場合）
罹災状況				
罹災原因	令和　年　月　日に発生した □ 地震　□ 台風　号　□ 集中豪雨　□ （　）による			
住家に関する情報の内部利用についての同意	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □ 同意しました			

※平塚市記載欄

課長	土地 担当長	家屋 担当長	土地 チームリーダー	家屋 担当者	土地 処理者	受付者	受付　・　・ 決裁　・　・ 完了　・　・

●受付時確認 □本人確認 □委任状原本確認	●処理内容 別紙のとおり証明してよいでしょうか。 証明番号　第　号	調査番号

＜罹災証明・罹災届出証明について＞

○この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に罹災者の届出に基づき証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
○被害家屋等の全体及び被害部分の写真があれば添付してください（写真の提出は必須ではありません）。
ただし、**自己判定方式（下記参照）**による証明を希望される場合は写真が必須です。
○修理済みの場合は、修理見積書、請求書等により被害の原因が特定できるものが必要となります。
○落雷による被害については、電気店等による落雷証明書を提出してください。
○付属建物等の罹災の程度は、一部損壊となります。
○証明書は、原則、1 世帯に 1 枚の発行となります。

＜自己判定方式とは＞

自己判定方式とは、住家が災害により受けた被害が軽微な場合（床下浸水、屋根の一部破損など）に、被災者自身が判定結果を**『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合 10%未満）**とすることに同意する場合の判定方法です。

撮影していただいた写真により判定するため、現地調査を省略し、比較的短期間で罹災証明書を交付することができます。

○申請前の確認事項
・被災者自身が『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合 10%未満）とすることに同意することが必要です。
・写真により被害箇所が確認できる必要があります。
・明らかに軽微な被害であること。
・撮影いただいた写真から被害状況が確認出来ない場合には、現地調査を実施し判定となります。